

令和6年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

1 生活指導の方針・体制

(1) 全校体制による生活指導の取組

問題行動が起きた際、校務分掌である生活指導部を中心に指導を行う。校長・副校長他各分掌の主任等により構成される企画委員会、生活指導部で指導方針を協議し、教員が学級・教科担任として、一人で問題を抱え込まず、小さな崩れを見逃すことなく早期に発見し、全教員で解決に当たる。

(2) 「チーム学校」での指導の徹底

生活指導部の冊子「長房中 生活指導の考え方と進め方」に則り、日頃から教員間で生徒の良さや課題を共有したり、指導法を相談したりすることを通して教員相互で指導の在り方・方法について学び合う。

(3) 生徒の心に迫る指導の実施

全教員がその生徒の学級・教科担任としての気持ちをもって生徒を指導する。また、問題行動の原因を踏まえ、家庭と連携し生徒の心の成長やケアに努めるとともに、養護教諭、スクールカウンセラーと連絡を密にし、教育相談を行う。学級・生徒会活動、学校行事、部活動等により生徒の学習や活動に対する意欲を引き出し、自主的・主体的活動に取り組ませ、生徒の自己有用感の向上を図る。

(4) 校則などのきまりの考え方

社会通念上、通用するもの及び、入試や推薦試験の面接、就職採用試験など適した服装などの身だしなみをはじめ、生徒の安心、安全が守られるきまりを検討、提示し、きまりの意義や必要性を考えさせ、遵守する指導を行う。

(5) 校内の学習環境の整備

学習環境を明るく、落ち着いたものとするため、教室の整理整頓、毎日の清掃活動を十分指導する。生徒指導においても適切な言葉を遣い、生徒間・教員間での言語環境を整える。

(6) 生徒の社会性の伸長する部活動指導の実施

担当顧問は指導者として、①スポーツ・文化活動との出会いをコーディネート、②生徒同士の仲間づくり、③スポーツ等を継続できるようサポート、④マナーやエチケット等の規範意識の育成、⑤意欲、自立心や協調性・社会性の育成、⑥信頼関係の醸成等の役割を自覚し、指導を行う。

2 体罰防止の取組

(1) 体罰否定の考え方の周知・徹底

全教員が体罰の否定について共通理解し、組織的な生活指導や部活動指導を行う。その際、職員室に体罰防止ポスターを掲示し、体罰を「しない・させない・許さない」の校内スローガンの下に指導に当たる。

(2) 指導態勢の整備

指導の際に教員は感情的にならず、生徒が自らの行為等を省みることができるよう言葉による指導に努め、指導には、複数の教員で当たるようにする。

(3) 体罰防止校内研修の実施

体罰防止研修を実施し、全教員に体罰否定の指導の在り方を理解させる。具体的には体罰ガイドラインの確認、事例研究、「体罰防止セルフチェックシート」を活用し、指導する。(服務事故防止月間は啓発を強化)

(4) 全教員による体罰防止自己点検の実施

毎月、「体罰防止セルフチェックシート」により自己点検させ、日常の生徒指導にかかわる12項目について振り返りを行う。特に部活動指導や指導の困難な生徒への対応について意識を高める。

(5) 校長による予防的個別指導の実施

校長は全教員の体罰や不適切な言動に関する認識を把握するため全教員と個別面談を実施する。年3回の自己申告面接や「体罰防止セルフチェックシート」の結果等、様々な機会を活用し、教員や外部人材の指導の状況を確認し、指導・助言を行う。また授業や部活動指導を定期的に観察し、指導・助言を行う。

(6) 体罰調査の継続実施

体罰の有無や指導の適否についての調査を継続的に実施し、情報が寄せられた場合には、速やかに管理職が生徒・教員から聴き取りを行い、体罰や不適切な言動と認められる場合には、教員への指導及び教育委員会への報告を行う等適切に対応する。

(7) 教育相談機能の充実

体罰・いじめ等他人に話づらい相談でも生徒が学校に申し出ることができるよう、教育相談を充実させる。学級・教科担任に加え養護教諭やスクールカウンセラー等による相談機能をより一層整備する。

(8) 保護者への学校公開や授業参観の推進

学校公開や授業参観をより一層推進し、学校への信頼性・透明性を高める。体育大会、合唱コンクール、三者面談等で保護者の意見や考え方を聞き、アンケートの集約と合わせて理解を深める。